

名古屋市告示第384号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）の指定及び形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当します。

この指定に伴い、土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、当該区域に係る令和2年名古屋市告示第735号により指定した形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の一部を解除します。

また、同告示により指定した形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）は、令和3年名古屋市告示第217号及び本告示により、その全てを解除します。

令和7年7月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）に指定する区域

名古屋市港区潮風町76番の一部

- 2 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定を解除する区域

名古屋市港区潮風町76番の一部

- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにポ

リ塩化ビフェニル

4 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

5 当該形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌汚染対策法施行規則第58条第 5項第11号に該当しないことが判明したため、指定を解除するもの。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課